

## 令和2年度佐賀県新型コロナウイルス感染症対応薬局従事者慰労金給付要綱

### (趣旨)

第1条 佐賀県の交付する、新型コロナウイルス感染症対応薬局従事者慰労金交付事業にかかる慰労金(以下「慰労金」という。)の給付については、この要綱に定めるところにより行うものとする。

### (事業の目的)

第2条 保険薬局において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けてウイルスに立ち向かい、感染リスクの下で、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事している薬剤師や職員(以下「従事者等」という。)に対して、慰労金を給付する。

### (給付対象者及び支給額等)

第3条 慰労金の給付対象者は、以下の(1)及び(2)のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和2年3月13日から同年6月30日までの間に、県内の保険薬局で通算して10日以上勤務した従事者等であること。

(2) 慰労金の目的に照らし、「患者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている従事者等であること。

2 慰労金の支給額は支給対象者一人につき5万円とする。

3 本事業の実施に当たっては、適切な事業の運営を確保できると認められる団体等に事業の全部又は一部を委託して実施することができる。

### (慰労金の申請等)

第4条 慰労金の給付申請は、原則として保険薬局毎に、当該保険薬局の開設者が給付申請書(様式第1号)を知事に提出して行うものとする。

2 前項の規定による申請には、薬局情報(様式第2号)、慰労金対象従事者等一覧(様式第3号)及び振込先口座の通帳の写し(金融機関名・支店名・口座番号・口座名義が確認できるもの)を添付するものとする。

3 第1項の規定による申請を行う当該保険薬局の開設者(以下「申請者」とする。)は、従事者等から代理申請・受領委任状(様式第4号)の提出を受けて、代理申請及び慰労金の受領を行うものとする。

4 従事者等が既に退職している等真にやむを得ない場合には、前3項の規定にかかわらず、個人申請書(様式第5号)により、従事者等から知事への個別での申請を妨げない。

### (申請の受付開始日及び期限)

第5条 慰労金の申請受付開始日は別に定める日とし、申請の期限は原則として令和3年

1月15日(金)とする。

(給付の条件)

第6条 慰労金の給付の目的を達成するため、申請者は代理受領した慰労金について、支給が予定の期間に完了しない場合又は支給の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

2 申請者及び慰労金の受領者は、自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 申請者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

4 慰労金の受領者は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業による慰労金と重複してその給付を受けてはならない。

(給付の決定)

第7条 知事は、第4条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに慰労金の給付を決定するものとし、その決定の内容を、給付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するとともに、慰労金を給付する。

(慰労金の給付の決定の取消し等)

第8条 知事は、申請者又は慰労金の受領者が第6条第2項各号に掲げるいずれかに該当するにいたったとき並びに申請者が同条第3項に該当するにいたったときは、慰労金の給付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事が第7条の規定による給付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、知事が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第9条 知事は、慰労金の給付を受けた後に第3条第1項の要件に該当しないことが明ら

かとなった者、虚偽その他不正の手段により慰労金の給付を受けた者、又は第6条第4項の規定に反して給付を受けた者に対して、給付を行った慰労金の返還を求める。

(支給実績報告)

第10条 代理申請・受領を行った申請者は、代理受領した慰労金について速やかに従事者等への支給を行い、あらかじめ指定する期日までに支給実績報告書(様式第7号及び様式第8号)に添付書類を添えて知事に提出するものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 慰労金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(検査等)

第12条 知事は、必要があると認めるときは、代理申請・受領を行った申請者又は第4条第4項の規定に基づき申請を行った者に対し、慰労金の支給実績や受領者の勤務実績等について報告を求め、又は必要な検査を行うことができる。

2 代理申請・受領を行った申請者は、第4条第3項の規定に基づき従事者等から提出を受けた代理申請・受領委任状、慰労金の支給実績を証する書類、及び受領者が第3条第1項の要件を満たすことを証する書類を整備して支給完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年11月12日から施行する。